岡谷市ネーミングライツ導入に関するガイドライン

第１　趣旨

このガイドラインは、市が所有する財産（以下「施設等」という。）の命名権（以下「ネーミングライツ」という。）の適正な導入を図るために、対象施設、募集方法、応募者の選定等について基本的な考え方をまとめたものとする。

第２　ネーミングライツ導入の目的

ネーミングライツの導入により、命名権者（ネーミングライツ・パートナー。以下「パートナー」という。）に対する企業ＰＲや地域社会への貢献の場として提供するとともに、新たな自主財源を確保することで、安定的な施設の維持管理を行うことを目的とする。

第３　ネーミングライツの概要

(1)ネーミングライツは、市とパートナーの協定により、施設等の名称に企業名、商品名等を冠した愛称を付与する代わりに、パートナーからその対価を得て施設の管理運営に役立てるものである。

(2)ネーミングライツ導入後、市は愛称を積極的に使用するが、条例等で定める施設の正式名称は変更しないものとする。

第４　導入対象施設等

(1) 対象施設

施設等のうち、不特定多数の市民等が利用し、ネーミングライツの導入によって、一定の広告効果や利用者の増加など、施設等の更なる有効活用が期待されるものを対象とする。

(2) 対象外施設

施設等の設置目的、性格、利用形態等を勘案し、愛称を付与することが適当でないと判断される施設等（庁舎、学校、保育園等）は対象外とする。

(3) その他

対象施設が指定管理者制度を導入している場合は、あらかじめ当該指定管理者と協議を行い、疑義が生じないようにすることとする。

第５　導入手続

導入の手続きは、次に掲げる順に行うことする。

(1) 提案の受付

(2) 事前協議

(3) 申請書等の提出

(4) 追加提案の募集

(5) 選定委員会による提案内容の審査

(6) パートナー及び愛称の決定

(7) 協定の締結

(8) 施設等の表示変更及び事前周知

(9) 愛称の使用開始

第６　パートナー募集等

パートナーの募集等は、次に掲げるとおりとする。

(1) 募集期間は、通年とし、提案があったときは、当該施設について一定の期間を設けて追加提案の募集を行うものとする。

(2) 協定期間は、原則３年以上とし、施設の規模や特性に応じて決定をする。この場合においてパートナーは、次回協定に際して優先的に交渉することができる。

(3) ネーミングライツ料は、提案のあった金額に対し、対象施設の維持管理費や利用者数、他自治体における類似事例などを考慮し、提案額の妥当性を判断し、決定するものとする。

(4) 応募資格は、法人その他の団体（以下「法人等」という。）であって、次の条件に該当しない者を対象とする。

ア　法令等に違反しているもの

イ　市税等を滞納しているもの

ウ　市から入札参加資格の指名停止を受けているもの

エ　民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）による再生手続又は社会更生法（平成 14 年法律第 154 号）による更生手続中のもの

オ　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）で、風俗営業と規定されるもの

カ　代表者等（役員及び経営に事実上参加している者）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）に規定する暴力団の構成員等であるもの

キ　アからカまでに掲げるもののほか、ネーミングライツを取得することが適当でないと市長が認めるもの

(5) 愛称の条件

ア　ネーミングライツにより付与される愛称は、施設の設置目的や性格にふさわしく、市民の理解が得られるものであって、次の条件に該当しないものとする。

(ｱ) 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの

(ｲ) 人権侵害となるもの又はそのおそれのあるもの

(ｳ) 第三者の商標権・著作権等の侵害となるもの又はそのおそれのあるもの

(ｴ) 政治性又は宗教性のあるもの

(ｵ) 社会問題その他についての主義又は主張にあたるもの

(ｶ) 市政運営に支障を及ぼし又は市の信用又は品位を害すおそれのあるもの

(ｷ) 個人名を冠したもの

(ｸ) その他愛称として使用することが適当でないと市長が認めるもの

イ　混乱を避けるため、協定期間内における愛称の変更はできないものとする。

ウ　愛称が定着するまでの期間（概ね１年程度）は、正式名称を併記する場合があるものとする。

(6) 費用負担

市とパートナーの費用負担は、次の表のとおりとする。この場合において、当該費用については、ネーミングライツ料とは別に負担をするものとする。

区　　分	市	パートナー
敷地内外の施設看板や道路標識等の表示変更		○
協定期間終了後の原状回復		○
市が発行する印刷物やホームページの表示変更	○	

備考１　表示変更は、市や関係機関等と協議の上、変更可能なものについて行う。

備考２　表示変更は、協定締結後の作成分からとする。

第７　選定方法

(1) 提案内容の審査を行うため、岡谷市ネーミングライツ選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置する。

(2) 審査は、選定委員会において、次の審査項目等を審査し、優先候補者（応募者のうちパートナーとしての適格があり、かつ、市が有利な条件で協定を締結することができるものとして、他の応募者に優先して市と協定にかかる交渉ができる者をいう。）を決定し、審査方法等は、別表１のとおりとする。

(3) 審査項目及び配点の例は、次の表のとおりとする。

審査項目	審査のポイント	配点
応募の趣旨	・ネーミングライツ応募の趣旨・目的	１０
愛称案	・市民にとっての親しみやすさ、わかりやすさ等 ・施設の設置目的やイメージとの整合	２０
ネーミングライツ料	・応募金額の妥当性	３０
協定期間	・協定期間の妥当性	１０
経営の安定性	・財政状況から見た経営の安定性 ・ネーミングライツ料の支払い能力	１０
地域貢献等	・地域貢献や文化・スポーツ振興等に対する理念 ・活動実績及び今後の計画	２０
計		１００

(4) パートナーの決定及び公表

市は、優先候補者と協定内容に係る協議を行い、合意に至った時点で協定を締結し、協定締結後、広報おかや及び市のホームページ等を通じてパートナーの名称、施設の愛称、協定金額、協定期間等について公表する。

第８　協定の解除

協定締結後、パートナーが 第６(4)の「応募資格」を喪失又は喪失することが明らかになった場合、社会的信用を損なう行為等により市又は施設等のイメージが損なわれた又は損なわれる恐れがある場合等、パートナーとして適当でないと認められる場合には、市は協定満了を待たず協定を解除することができる。この場合において、看板、標識等の原状回復等、協定解除に伴い必要となる費用については、パートナー側の負担とする。

また、協定満了前であっても、既に払い込まれたネーミングライツ料は返金しない。

第９　施行時期

(1) このガイドラインは、令和８年４月１日から施行する。

(2) このガイドラインは、ネーミングライツの運用状況及びその他の状況等を考慮し、適宜見直しすることとする。

ネーミングライツ導入手続きフロー図

提案受付（随時） 事前相談申込書〔様式１〕	企画課	ネーミングライツ周知
↓		
事前相談内容の内部調整	企画課 施設所管課	事前相談内容について、施設所管課と調整
↓		
内部調整結果を応募者へ通知 〔様式２〕	施設所管課	応募者に対し、受付可否について通知
↓		
申請書〔様式３、４〕の受付	施設所管課	申請内容、添付書類等について確認 （指定管理者への事前周知）
↓		
追加募集	企画課	申請書を受付けた日から追加募集の周知
↓		
選定委員会による審査	企画課 （施設所管課）	提案のあった応募者の審査を実施
↓		
優先候補者の決定 〔様式５〕	施設所管課	応募者に対し、審査結果を通知
↓		
パートナーの決定及び協定締結	施設所管課	協定書の作成及び締結 （指定管理者との調整）
↓		
愛称の使用開始	施設所管課	愛称について広く周知